

私たちとりで生活者ネットワークは、**集団的自衛権行使容認の閣議決定に強く抗議します。**

7月1日、安倍内閣は、「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認」を、多くの市民の抗議のなか、臨時閣議において決定しました。

これまで、憲法解釈変更による拙速な集団的自衛権行使容認に対しては、多くの学者・専門家、市民から批判や疑問の声が上がり、190を超える地方議会が反対・慎重の意見書を可決してきました。そして、官邸前をはじめ全国各地で市民による抗議行動が展開されているなか、政府は、十分な説明も議論もせず、これまで培ってきた平和国家としての国のあり方を根本から変える集団的自衛権行使容認を、一内閣の憲法解釈の変更で行いました。

このことは、立憲主義、平和主義に反するものであり、閣議決定後も、過半数の国民が反対の意思を示しています。

これまで政府も内閣法制局も憲法の「戦争の放棄」に反するものとしてきた「集団的自衛権の行使」を容認することは、他国での武力行使を正当化し、憲法の平和主義をないがしろにするものに外なりません。集団的自衛権をいったん認めれば、その範囲を限定するのは困難であり、国民不在のまま、時の政府の解釈で国民を戦争に巻き込み、命と暮らしを危険にさらします。

戦後約70年の間、平和憲法の下、日本は国の名において海外で人を殺すことは一度もありませんでした。国際関係が複雑化する時代だからこそ、海外での武力行使を選択するのではなく、平和憲法を持つ国として、誇りを持って武力によらない平和をめざすべきです。外交、人的交流、経済協力、災害支援、文化交流など軍事力以外の全ての手段を駆使して、武力行使に至らないための国際環境を粘り強く築き上げていくべきです。

私たちとりで生活者ネットワークは、立憲主義、平和主義に反するこの憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定に対し、強く抗議し、撤回を求めます。

2014年7月10日